

空港法施行令等の一部改正に関するパブリックコメントの募集について

1. 背景

第169回国会において、空港における利用者利便の向上及び安全の確保を図るため、空港機能施設の建設及び管理を国土交通大臣の指定を受けた者が行う制度の創設等の措置を講ずる空港整備法及び航空法の一部を改正する法律（平成20年法律第75号。以下「改正法」という。）が成立したところである。

これに伴い、空港法施行令（昭和31年政令第232号）等関係政令について所要の規定の整備を行う必要がある。

2. 概要

(1) 空港法施行令の一部改正

空港法（昭和31年法律第80号）第23条の規定に基づき、地方公共団体が、国管理空港における空港機能施設事業に対する規制に準じて、条例で地方管理空港における空港機能施設事業について規制をする場合における当該条例の基準を定める。

具体的には、次の規制内容を条例に規定することを上記基準として定めることとする。

- ① 地方管理空港において空港機能施設の建設及び管理を行う者に係る指定
- ② ①の指定を受けた者が行う空港機能施設事業に係る旅客取扱施設利用料について
の上限認可及び事前届出
- ③ ①の指定を受けた者たる法人の合併及び分割に係る認可
- ④ ①の指定を受けた者が行う空港機能施設事業に係る区分経理
- ⑤ ①の指定を受けた者に係る監督命令
- ⑥ ①の指定を受けた者が行う空港機能施設事業の休止及び廃止に係る許可
- ⑦ ①の指定を取り消す場合の要件
- ⑧ ①の指定を取り消した場合の措置 等

(2) 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正

空港機能施設事業に係る規制の適用に伴い、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）の適用を受ける法律を定める公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成17年政令第146号）に空港法を追加することとする。

(3) その他関係政令の一部改正

その他、関係政令について、所要の規定の整備を行う。

3. 今後のスケジュール（予定）

公	布	平成20年11月下旬
施	行	平成21年4月1日